

(工学部内規程第32号)

平成14年10月21日

工 学 部 長 裁 定

鳥取大学工学部における施設の有効活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学における施設の有効活用に関する規程（平成14年鳥取大学規則第16号）第3条の規定に基づき、工学部における共用研究スペースの確保及び活用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(共用研究スペースの確保)

第2条 工学部内に、学際的・先端的なプロジェクト研究などに使用する共用研究スペースを確保するものとする。

(使用者の選定)

第3条 共用研究スペースを使用する研究者又は研究チーム（以下「研究者等」という。）は、鳥取大学工学部建物委員会（以下「委員会」という。）が選定し、学部長が決定する。

(使用期間)

第4条 共用研究スペースを使用する期間は、原則として5年以内とし、その期間は委員会が研究者等の研究内容に応じて決定する。

(管理運営等)

第5条 共用研究スペースの国有財産監守者及び火元責任者（正）は、当該共用研究スペースを使用する研究者等の代表者とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、共用研究スペースに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月21日から施行する。

平成14年10月21日
工学部長 裁定

鳥取大学工学部共用研究スペース運用に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、鳥取大学工学部における施設の有効活用に関する規程第6条の規定に基づき、鳥取大学工学部における共用研究スペースに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共用研究スペースの確保)

第2条 共用研究スペースは、既存施設の活用状況等を勘案し、次の場合に確保するものとする。

- 一 建物の大規模改修工事を実施する場合。なお、大規模改修とは概ね1,000㎡程度以上とする。
 - 二 学部及び学科の改組・再編成のため面積を再配分する場合。
 - 三 施設の点検・評価の結果等で有効活用が図られていない室があった場合。
- (研究室・実験室等の確保)

第3条 共用研究スペースを確保する場合において、教員等が専有する研究室・実験室等として、概ね次の面積を確保する。

また、講義室・演習室・機器室・リフレッシュ室・学生談話室等は、共同利用化を図り有効活用を推進する。これらにより生じた面積を共用研究スペースとする。

- 一 教員研究室として、助教を除く教員1人当たり20㎡程度を確保する。
- 二 卒業論文に着手している学部学生及び大学院学生並びに研究生の研究室として、1人当たり5㎡程度を確保する。
- 三 実験用のスペースについては、実験の内容に応じて定める。

(共用研究スペース)

第4条 共用研究スペースは、鳥取大学工学部建物委員会（以下「委員会」という。）が指定する。

(使用者の公募)

第5条 共用研究スペースの使用希望者の公募は、全学的に行う。

(使用資格)

第6条 共用研究スペースを使用することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 学際的・先端的な研究を行う学内の研究者又は研究チーム。（学外者と

の共同研究を含む。)

二 その他委員会が認めた者。

(使用の申込み)

第7条 共用研究スペースの使用を希望する者は、別に定める使用申込書を委員会に提出しなければならない。

(使用の取り消し)

第8条 委員会は、共用研究スペースの使用を許可された者（以下「使用者」という。）が、この内規又は使用許可条件に違反した場合には、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 委員会は、本学部において特別の必要が生じた場合又は共用研究スペースの運営上特に必要があると認めた場合は、使用の許可を変更し、又は取り消すことができる。

(使用期間)

第9条 共用研究スペースの使用期間は、原則として5年以内とする。

2 使用者は、使用期間満了後、更に継続使用の希望がある場合には、新たに使用申込書を委員会に提出し、使用の許可を受けなければならない。ただし、その場合の使用期間は、3年を限度とする。

3 使用者は、使用の許可を受けた後、使用期間を変更し、又は使用を中止しようとするときは、直ちに委員会に届け出て許可を受けなければならない。

4 使用者は、使用を中止するとき、又は許可された使用期間が満了したときには、当該共用研究スペースを原状に回復のうえ、明け渡さなければならない。

(使用者の負担)

第10条 共用研究スペースにおける実験研究に必要な工作物及び設備等の設置・撤去に要する経費並びに研究に必要な経費は、使用者の負担とする。

(使用上の義務)

第11条 使用者が故意又は過失により当該共用研究スペースの施設及び備品を損傷し、又は滅失した場合若しくは許可条件に違反したことにより損害を与えた場合は、使用者はこれを原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償しなければならない。

第12条 使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

一 許可された目的以外の用途に使用しないこと。

二 施設及び備品を常に適切な管理のもと注意をもって使用すること。

三 研究等にかかる光熱水料等は、使用者が負担すること。

四 研究等の遂行上、やむを得ず施設等に大幅な変更を加えるときは、事前

に委員会の許可を得ること。

五 前号の変更にかかる費用は、使用者が負担すること。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この内規は、平成14年10月21日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。